

特許協力条約

発信人 日本国特許庁（国際調査機関）

代理人 協明国際特許業務法人 様		PCT 国際調査機関の見解書 (法施行規則第40条の2) [PCT規則43の2.1]
あて名 〒532-0011 日本国大阪府大阪市淀川区西中島四丁目2番26号 天神第一ビル8階		発送日 (日.月.年) 26.03.2019
出願人又は代理人 の書類記号 G180128	今後の手続については、下記2を参照すること。	
国際出願番号 PCT/JP2018/045748	国際出願日 (日.月.年) 12.12.2018	優先日 (日.月.年)
国際特許分類 (IPC) Int.Cl. B08B3/08(2006.01)i, C03C23/00(2006.01)i		
出願人 (氏名又は名称) 車工房株式会社		

1. この見解書は次の内容を含む。

- 第I欄 見解の基礎
- 第II欄 優先権
- 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成
- 第IV欄 発明の單一性の欠如
- 第V欄 PCT規則43の2.1(a)(i)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明
- 第VI欄 ある種の引用文献
- 第VII欄 国際出願の欠陥
- 第VIII欄 国際出願についての意見

2. 今後の手続

国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。

この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から22月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。

さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。

見解書を作成した日 18.03.2019	
名称及びあて先 日本国特許庁 (ISA/JP) 郵便番号 100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号	特許庁審査官 (権限のある職員) 柿沼 善一 電話番号 03-3581-1101 内線 3332 3K 3530

第I欄 見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。

- 出願時の言語による国際出願
 出願時の言語から国際調査のための言語である _____ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文
(PCT規則12.3(a)及び23.1(b))

2. [] この見解書は、PCT規則91の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した (PCT規則43の2.1(b))。

3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき見解書を作成した。

- a. [] 出願時における国際出願の一部を構成する配列表
 附属書C/ST.25テキストファイル形式
 紙形式又はイメージファイル形式
- b. [] 国際出願とともに、PCT規則13の3.1(a)に基づき国際調査のためにのみ提出された、附属書C/ST.25テキストファイル形式の配列表
- c. [] 国際出願日後に、国際調査のためにのみ提出された配列表
 附属書C/ST.25テキストファイル形式(PCT規則13の3.1(a))
 紙形式又はイメージファイル形式(PCT規則13の3.1(b)及びPCT実施細則第713号)

4. [] さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しが提出され、変更後の配列表又は追加の写しに記載された情報が、出願時における配列表と同一である旨、又は出願時における国際出願の開示の範囲を超えない旨の陳述書の提出があった。

5. 補足意見 :

第V欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に定める見解、それを裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項 請求項	1 - 4 5	有 無
進歩性 (I S)	請求項 請求項	1 - 5	有 無
産業上の利用可能性 (I A)	請求項 請求項	1 - 5	有 無

2. 文献及び説明

文献1：JP 2000-154042 A (ジョンソン・プロフェッショナル株式会社) 2000.06.06,
[請求項1]、段落0001-0010 & WO 2000/027772 A1, [請求項1]、
第1ページ第6行目—第8ページ第12行目

文献2：JP 2008-172016 A (東ソー株式会社) 2008.07.24, [請求項1] — [請求項3]、
段落0011-0013、0015、0023-0024 (ファミリーなし)

請求項1—2に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1—2に記載された発明により進歩性を有しない。

文献1には、塩酸とフッ化アンモニウムとを含有した洗浄剤をガラス面に塗布した後ガラス面を拭くことにより、ガラス面を洗浄する洗浄方法が記載されている ([請求項1]、段落0001-0010 (特に、[請求項1]、段落0001-0003、0005、0007、0010) を参照)。

文献2には、部材表面に付着した物質を除去する洗浄方法において、塩酸やフッ化アンモニウムを含む洗浄用組成物を塗布した後の乾燥方法として、温風乾燥を行う点が記載されている ([請求項1] — [請求項3]、段落0011-0013、0015、0023-0024を参照)。

文献1—2に記載された事項は、ともに塩酸とフッ化アンモニウムとを含有した洗浄剤による洗浄方法に関するものである点で技術分野が共通するから、文献1に記載された洗浄方法において、文献2に記載された温風乾燥を行うことは、当業者にとって格別の創意は要しない。

請求項3—4に係る発明は、文献1—2に記載された発明により進歩性を有しない。

文献1には、ガラス面に洗浄剤を塗布した後拭き取り、さらにその後ガラス面に被覆剤 (保護剤に相当) を塗布する点も記載されている (段落0007を参照)。そして、前記被覆剤として研磨剤を含有したもの用いたことや、温風の温度をどの程度に設定するかは、必要に応じ当業者が適宜採用する設計的事項である。

「補充欄に続く」

補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

第 V 欄の続き

してみれば、上記請求項に係る発明は、引用文献1－2に記載された事項に基づいて、当業者が容易に想到し得たものである。

請求項5に係る発明は、文献1に記載されており、新規性、進歩性を有しない。

文献1には、上記のとおり、ガラス面に塗布して前記ガラス面に固着した汚れを除去する洗浄剤は、塩酸とフッ化アンモニウムとを含有したものである点が記載されている（段落0002－0003を参照）。

してみれば、上記請求項に係る発明は、文献1に記載された発明である。

また、上記請求項に係る発明は、文献1に記載された発明を勘案することにより、当業者が容易に想到し得たものである。